

大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

大磯町議会委員会条例（昭和41年大磯町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 高橋 英俊